

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和2年11月16日
- ・指定管理者：西東石油株式会社
- ・所管課：維持管理課
- ・施設名：22世紀の丘公園

指摘事項等	措置状況	措置日
<p>1 指定管理者</p> <p>(1) 施設の管理運営に関する経理において、協定書に定められている専用口座での執行・管理となっていない。経理状況を明確に確認できるよう協定内容の見直しも含め検討し、協定書に沿った執行・管理とすること。</p> <p>(2) 定期報告書については、協定書に規定された項目にかかる報告を遅滞なく提出すること。また、根拠となる資料や帳票類を精査し、報告事項の記載漏れや誤記のないように努めること。</p> <p>(3) 完了報告書について、利用者からの要望、意見、苦情等の処理顛末について市に報告を行い、改善に努めること。</p>	<p>(1) 運営上、専用口座で管理することが困難なものを除き、専用口座で管理しました。年度協定書について所管課と協議し、協定内容の見直しを行い執行・管理を行いました。</p> <p>(2) 定期報告書については、遅滞なく提出しました。また、根拠となる資料や帳票類を精査し、報告事項の記載漏れや誤記のないように複数人によるチェックを行いました。</p> <p>(3) 完了報告書について、利用者からの要望、意見、苦情等の処理顛末について市に報告を行い、改善に努めました。</p>	<p>R2. 3. 13</p> <p>R2. 10. 15</p> <p>R2. 5. 15</p>
<p>2 所管課</p> <p>(1) 施設の管理運営に関する経理において、協定書に定められている専用口座での執行・管理となっていない。指定管理者の管理状況を見極めながら、協定内容の見直しも含め検討し、協定書に沿った執行・管理となるよう指導を行うこと。</p> <p>(2) 指定管理料の支払い時期については、指定管理者との連絡調整を図り、協定書に沿った事務処理を行うこと。</p> <p>(3) 定期報告書や完了報告書については、協定書に規定された項目が正しく反映された報告書を遅滞なく提出されるよ</p>	<p>(1) 独立した会計帳簿を作成するよう指導しました。年度協定書について指定管理者と協議し、協定内容の見直しを行いました。</p> <p>(2) 年度協定書及び請求書の提出を速やかに行うよう指定管理者と連絡調整を図りました。今後は、支払時期の見直しを含めた検討を行い、協定書に沿った事務処理を行います。</p> <p>(3) 定期報告書や完了報告書については、協定書に規定された項目にかかる報告が遅滞なく提出されるよう指導しまし</p>	<p>R2. 4. 1</p> <p>R2. 3. 13</p> <p>R2. 5. 15</p>

<p>う団体に指導すること。また、利用者数や収支状況等、正確な管理運営状況の把握に努め、報告事項の記載漏れや誤記等がないよう、内容の確認を徹底すること。さらに、令和元年度収支決算の確認を十分に実施されたい。</p>	<p>た。また、利用者数や収支状況等、正確な管理運営状況の把握に努め、報告事項の記載漏れや誤記等がないよう、複数人で内容の確認を行いました。</p>	
<p>(4) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、収支予算書と決算書の費目を統一し、十分な精査ができるよう、団体と協議の上対応すること。</p>	<p>(4) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、収支予算書と決算書の費目を統一するよう指導しました。</p>	R2. 3. 13
<p>(5) 施設の管理、収支状況を正確に把握するため、必要に応じて、経理関係帳簿の提示を求めるなど、正確な事業報告がなされるよう指導監督を行うこと。</p>	<p>(5) 必要に応じて、経理関係帳簿の提示を求めるなど、正確な事業報告がなされるよう指導監督を行います。</p>	R2. 3. 13